

第1回 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会 議事要旨

日時:平成22年11月15日(月)17:00~19:10

場所:中央合同庁舎3号館4階共用会議室

1 開会

2 議事

(1) 構造計算適合性判定制度に関連する技術的検討について

① 建築基準法の見直しに関する検討会とりまとめについて

- ・ 住宅局から資料1について説明の後、委員から以下の補足があった。
 - 見直し検討会では11回にわたって議論を重ね、特に構造計算適合性判定制度については相当の時間をかけて議論を行ったが、詳細な検討については技術的な見地から議論が必要となった。本委員会において、専門の先生方に議論いただきたい。

② 構造計算適合性判定制度の現状

- ・ 事務局から資料2及び3について説明の後、以下のような意見があった。
 - 特定行政庁ヒアリングの結果については、工学的判断を要する、要さないと何かは技術的な課題であり、どういうものであれば適判機関で判定すべき内容に該当するかを議論していく必要があると考えられる。
 - 適判機関における判定員の体制、地域毎の体制についても課題。
 - 建築主事も、技術力向上を図り、ルート3や2-3も審査できてほしいと考える。

③ 各構造計算ルートについて

- ・ 事務局から資料4及び5について説明の後、以下のような意見があった。
 - メカニズムを考えるものは、設計者以外の専門技術的なチェックという意味で、ピアチェックが必要ではないか。
 - 審査が難しいとされている事項は、必ずしもルート2に限ったものではない。この点を踏まえた議論が必要。また、画一的に決めすぎるのも問題があるが、基本線は持つておく必要。
 - 審査が難しいとされている事項は、技術資料を示すことで対応できるものも多いのではないか。
 - モデル化に関する事項は、基準の問題ではないのではないか。
 - 判断が難しく、適合性判定が必要ということなら理解できるが、審査の方法を示すために、現状よりもさらに詳細な基準を告示等に規定す

ることは、適切でないと考える。構造をどのように捉え考えるかということは構造設計そのものである点に配慮する必要があるのではないかと。

- 制度の中で、数値基準等を詳細に定めるほど、設計者は数値に適合することのみを考慮して設計するようになってしまっているのではないかと。数値が固定化することで、設計者が安易に数値をクリアするテクニックに流れてしまっているのではないかと。
- 本来であれば申請者と審査側が技術力の向上を図りながら、議論して適合性判定を行っていくべき問題ではないかと。
- 基準を厳しくするばかりでなく、特定行政庁が適判機関に意見を聞く等、確認審査側と適判側に連携があればよいのではないかと。
- 情報や講習の機会が多い都市部と、そうでない地方部で設計者や審査側の技術力にも差があるため、技術力向上が課題。
- 適合性判定に回す内容を減らすべきかどうかという議論から必要。
- どのような設計行為が適判対象となるべきかを議論することが必要。
- 高度な判断を要するものが適判の対象と思われるが、何をもって高度というかが問題。地域状況に関係なく、本来、適判に回すケースとそうでないケースについて議論する必要。
- 技術的に構造設計行為としてのレビューが必要なもの、不要な設計内容の仕分けが必要。
- 技術資料の作成はよいが、必ずしも一つでなくともよい。
 - ・このほか、現場の審査側の実情について、横浜市の担当者から報告があった。

(2) その他

- ・資料6について事務局から説明され、第1回の意見を踏まえて事務局等で作業を進め、次回は2月に開催する方向で調整することとなった。

3 閉会